

大船渡アスリート応援団 会則

(名称)

第1条 本組織は、大船渡アスリート応援団（以下「応援団」という。）と称する。

(設置)

第2条 応援団は、本市にゆかりのあるアスリート（以下「アスリート」という。）の活躍を願い、市民一丸となって応援するとともに、生み出される感動に対する感謝の気持ちを表すことを目的とする。

(活動)

第3条 応援団は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) アスリートの応援に関すること。
- (2) 応援団を構成する団体のほか、大船渡市内外の個人、団体等が実施するアスリートの応援に係る事業の情報共有に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、前条の目的達成のために必要と認められること。

(構成員)

第4条 応援団は、別表に掲げる団体（以下「構成団体」という。）で構成するものとする。

(団長及び副団長)

第5条 応援団に団長及び副団長を各1人置き、次条第2項に規定する委員の互選とする。

- 2 団長は、応援団を代表し、応援団の会務を総理する。
- 3 副団長は、団長を補佐し、団長に事故あるときは、その職務を代理する。

(運営委員会)

第6条 応援団の事業内容等を協議決定するため、大船渡アスリート応援団運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

- 2 運営委員会は、構成団体がそれぞれ2人以内で選出した委員で組織する。
- 3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、任期の満了前に退任した委員の補欠として選出された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 運営委員会は、団長が招集し、議長となる。
- 5 運営委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 6 団長は、運営委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務局)

第7条 応援団の事務局は、大船渡市協働まちづくり部生涯学習課に置く。

(補則)

第 8 条 この会則に定めるもののほか、応援団の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この会則は、令和 3 年 10 月 20 日から施行する。
- 2 第 6 条第 3 項の規定にかかわらず、この会則の施行に伴って最初に選出された委員の任期は、令和 5 年 3 月 31 日までとする。

別表（第4条関係）

団体名	備考
大船渡市	
一般財団法人大船渡市体育協会	
大船渡商工会議所	
一般社団法人大船渡市観光物産協会	
首都圏さんりく大船渡人会	